

あなたの健康を支える

国民健康保険

保険税は重要な財源です

国民健康保険税（以下「保険税」）は、国保の収入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源です。また、支出のほとんどは皆さんの医療費の支払いにあてられています。

保険税は納期内に納めましょう

国保に加入している方は、給付を受ける「権利」と同時に、保険税を納める「義務」もあります。保険税は必ず納

期内に納めましょう。

特別な理由もなく保険税を滞納すると、有効期限が短い「短期保険証」や、保険診療分の費用を全額負担しなければならぬ「被保険者資格証明書」の交付を受けることがあります。また、納付状況が改善されない場合は、財産差し押さえなどの滞納処分が執行される場合がありますので、納付が困難になった場合などは、町民税務課または歌津総合支所町民福祉課で、必ず納税相談を受けてください。

【学】保険証の手続き

【親元を離れる学生に】
【学】保険証を交付します。

他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までもどおり親元の国保に加入することができます。

この場合は、申請により【学】保険証が交付されます。

◆手続きに必要なもの

- ・ 国保の保険証
- ・ 印鑑
- ・ 在学証明書
- ※ 転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

【学】保険証の有効期限は3月末日です。

昨年10月以降に交付した【学】保険証の有効期限は3月末日となっておりますので、4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。（対象者

には、3月中旬に通知します。）

【卒業する場合には】

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元での国保資格を喪失し、住所地の国保の資格を取得することになります。就職して社会保険などに加入した方も国保の資格を喪失します。

また、卒業後に転入し、引き続き国保の場合は【学】保険証から一般の保険証に資格が変わります。

いずれの場合でも、町での異動手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの

- ・ 国保【学】保険証
- ・ 印鑑
- ・ 社会保険等に加入した場合はその保険証

70歳になられる方へ

【高齢受給者証が交付されます】

70歳の誕生日を迎えられた方には、翌月（1日生まれた人はその月）から使用する高

齢受給者証が交付されます。高齢受給者証は医療機関受診の際に保険証と一緒に提示することにより2割となります。※ただし現役並み所得者は3割のまま変更ありません。

【限度額適用認定証・標準負担額減額認定証について】

国民健康保険加入者で、入院等による医療費の支払いが高額となる場合、限度額適用認定証の交付を受け、医療機関へ提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなりますので、一時的な医療費負担が軽減されます。

限度額認定証の交付については、申請された月の初日から該当となりますので、入院等で医療費負担が高額となる際には、早めの手続きをお願いいたします。

国民健康保険が使えないとき

次のような場合は国保（保険証）が使うことができませんので注意しましょう。

- ① 病気とみなされないうとき
- 健康診断、人間ドック、予防接種、歯列矯正、美容整形、

書類が異なりますので、詳しくは担当まで問い合わせください。

免除を行う期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

免除認定証の有効期限と判定課税年度

- ・ 4月1日（水）から7月31日（金）までの免除認定証については、平成26年度（平成25年中所得）課税状況により判定されます。
- ・ 8月1日（土）以降については、平成27年度（平成26年中所得）課税状況により再度判定することになります。（介護保険については、再度申請が必要となります。）

国民健康保険に関する問い合わせは
町民税務課 医療給付係 ☎46-1373
歌津総合支所 町民福祉課 ☎36-3921

後期高齢者医療保険に関する問い合わせは
町民税務課医療給付係 ☎46-1373
介護保険に関する問い合わせは
保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601



正常な妊娠・出産等
② ほかの保険が使えるとき
仕事上の病気やケガ（労災保険の対象）

※故意の事故や犯罪、けんかや泥酔などによる病気やケガの場合には保険給付が制限されることがあります。

交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。なお、示談の前に必ず国保担当課に連絡をして、届け出をしてくださいます。
※事故証明書、保険証、印鑑を持参し国保の窓口で「第

三者行為による傷病届」を提出してください。

特定健診を受けましょう

40歳から74歳の被保険者の方を対象に特定健診を毎年実施しています。集団健診や個別健診を実施していますので健康管理のために是非受診してください。

対象者

住民税（市町村民税）非課税世帯に属し、次の要件のいずれかに該当する方。

- ・ 東日本大震災による住家のり災程度が「全壊」または「大規模半壊」であること。
- ・ 東日本大震災により主たる生計維持者が死亡または行方不明となったこと。
- ・ 東日本大震災による住家のり災程度が「半壊」で、その住宅をやむを得ず解体したこと。

※ただし、生活保護制度の被保護者となっている方は対象となりません。

免除申請手続きについて

・ 国民健康保険・後期高齢者医療保険（申請は必要ありません。）
該当者には3月末に郵送いたします。

※ただし、次に該当する場合は必要書類を添付の上、申請が必要となります。

- ① 1月2日（金）以降に転入のご家族がいる世帯↓転入者の非課税証明書
- ② 当町以外で災されている方については↓災証明書
- ・ 介護保険（継続の方も、必ず申請が必要です。）
- ・ 申請書にり災証明書などの必要書類を添付し、保健福祉課高齢者福祉係まで提出してください。ただし、同じ世帯に当該年の1月2日（金）以降に転入のご家族がいた場合は、転入者の非課税証明書が必要で。
- ※ 3月31日（火）まで有効の認定証をお持ちの方については、4月上旬に申請書を送付します。
- ※ 申請書の受付は4月1日（水）からとなります。

※免除対象要件によって必要